

米穀需給変化対応事業実施要領

農林水産省農産局長通知

制 定 令和8年4月8日付け7農産第5632号

第1 趣旨

米穀需給変化対応事業の実施については、米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち米穀需給変化対応事業補助金交付等要綱（令和8年4月8日付け7農産第5626号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

第2 用語の定義

本事業において使用する用語の定義は、別段の定めがある場合を除き下記のとおりとする。

① 需給安定計画

事業実施主体となる集荷業者・団体が、加工用米、新市場開拓用米、米粉用米（以下「加工用米等」という。）の安定的な供給を目的として、第3の定めにより作成する計画であって、実需者との連携に基づき行う取組等を位置付けたものをいう。

② 実需者

需要に応じた米の生産・販売に関する推進要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知。以下「推進要領」という。）の別紙1の第3に定める需要者、需要者団体及び全国需要者団体をいう。

③ 加工用米

加工用米として生産することとして、推進要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局の長（以下「地方農政局長等」という。）に提出し、受理されたものをいう。

④ 新市場開拓用米

新市場開拓用として生産することとして、推進要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいう。

⑤ 米粉用米

米粉用として生産することとして、推進要領別紙1の第5の1に定める加工用米等取組計画書を農産局長又は地方農政局長等に提出し、受理されたものをいう。

第3 需給安定計画

事業実施主体となる集荷業者・団体が、本事業に基づく助成を申請しようとするときは、交付等要綱第5第1項の規定に基づき、別記様式第1号により作成した事業実施計画を提出する際に、需給安定計画を別記様式第2号により作成し、農産局長又は地方農政局長等（事業実施主体となる集荷業者・団体が推進要領別紙1の第3の8に定める全国生産出荷団体にあつては農産局長、それ以外のもので事業実施主体となる集荷業者・団体の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務所長、事業実施主体となる集荷業者・団体の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、事業実施主体となる集荷業者・団体の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては所在地を管轄する地方農政局

長をいう。以下同じ。)に提出の上、その承認を受けるものとする。

第4 事業の実施

1. 事業実施主体

本事業の実施主体は、集荷業者・団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 事業実施年度の前年産又は前々年産の加工用米の集荷数量が800トン以上、又は新市場開拓用米の集荷数量が100トン以上、又は米粉用米の集荷数量が100トン以上であること。

ただし、加工用米で要件を満たす場合には加工用米を、新市場開拓用米で要件を満たす場合には新市場開拓用米を、米粉用米で要件を満たす場合には米粉用米を2の支援対象米穀として位置づける必要がある。

(2) 推進要領別紙1の第1に定める取組主体であること。

(3) 代表者の定めがあり、かつ、組織運営についての規約の定めがあること。

(4) 事業実施及び会計手続きを適正に行える体制を有していること。

2. 支援対象米穀

交付等要綱第4の事業の対象とする米穀は、令和8年産の加工用米等であって、生産年の翌年の11月1日以降に販売するものとして、交付等要綱第5第1項に定める事業実施計画及び第3に定める需給安定計画に位置付けた米穀とする。

なお、推進要領別添3の2に定める加工用米等の販売契約数量の変更があった場合には、交付等要綱第14の規定に基づき、当該変更により集荷が困難となったことを踏まえた支援対象米穀の数量の変更を行うことができる。この場合においては、交付等要綱第14の規定に基づく申請を行うにあたり、別記様式第2の需給安定計画も変更を行い併せて提出するものとする。

3. 補助対象とする取組

本事業の補助対象とする取組内容は、次のとおりとする。

(1) 米穀の需給状況の変化に即した加工用米等の安定供給体制の構築のための取組

中長期的に加工用米等の安定的な販売を行うために、加工用米等を生産年の翌年の10月末日まで保管し、生産年の翌年11月1日以降に販売する取組をいう。

(2) 連携体制の構築のための取組

流通事業者等の関係者の参画のもとで行う、需給安定計画の策定、生産・販売戦略の検討、需要拡大に向けた実需者との連携、取組に必要な調査等の取組をいう。

4. 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象経費は、別表1に掲げるとおりとする。

(2) 補助対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分することができるものであり、かつ、証拠書類によって金額等を確認することができるものとする。

(3) 国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業による補助の対象外とする。

(4) 本事業の補助の対象には、公募が開始された時点から交付決定までに実施した本事業にかかる経費を含めることができることとする。

5. 事業の成果目標

- (1) 事業実施主体は需給安定計画において、第4の2で支援対象として位置付けた支援対象米穀のうちの生産年の翌年10月末日時点で実際に保管されている数量（以下「翌年10月末日保管数量」という。）について成果目標を定めるものとする。
- (2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

6. 事業実施手続

(1) 事業実施計画の作成

事業実施主体は、交付等要綱第5第1項の規定に基づき、別記様式第1号により事業実施計画を作成するものとする。その際、別記様式第3号のみどりチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを添付するものとする。

(2) 事業の委託

事業実施主体は、他の者に本事業の一部を委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画に記載し、必要に応じて資料を添付することとする。

- ア 委託先が決定している場合は、委託先名（委託先が未定の場合は、その選定方法）
- イ 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

7 事業実施主体の採択等

- (1) 本事業を実施しようとする者は、農産局長が別に定める本事業の公募要領（以下「公募要領」という。）に基づき、事業実施計画等を農産局長又は地方農政局長等に提出する。
- (2) 地方農政局長等は、(1)により提出された事業実施計画等の内容について審査を行い、適切と認められる場合は、その結果について、農産局長に報告するものとする。
- (3) 農産局に設置する「米穀需給変化対応事業に係る選定審査委員会」は、公募要領に基づき、(1)により農産局長に提出された、又は(2)により地方農政局長等から農産局長に報告のあった事業実施計画等について、事業実施主体の適格性や、安定的な供給体制の構築、需要拡大の取組等について審査を行う。
- (4) 農産局長は、(3)の審査結果に基づき、予算の範囲内で交付対象となる事業実施主体の予算額を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。ただし、全国生産出荷団体が事業実施主体となる場合には当該団体に対して、農産局長から通知を行うこととする。
- (5) 地方農政局長等は(4)の通知に基づき、交付対象となった事業実施主体の予算額を当該事業実施主体に通知するものとする。

8 事業実施計画に基づく取組の報告等

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画（交付等要綱第14の承認を受けた場合は、変更後の事業実施計画をいう。以下同じ。）に基づく取組の実施状況及び評価について、別記様式第4号により事業実施状況等報告を作成し、交付決定のあった翌年度の4月10日までに農産局長又は地方農政局長等へ報告するものとする。
- (2) 農産局長又は地方農政局長等は、報告を受けた事業実施状況等報告について検討し、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出を要求し、現地調査を実施できるものとする。この際、事業実施主体は農産局長又は地方農政局長等の求めに応じ、調査等に協力するものとする。

なお、農産局長又は地方農政局長等は、別記様式第3号により報告を受けたみどりチェックシートから抽出して、当該チェックシートを提出した者が実際に環境負荷低減の取組

をしたかどうか確認を行うこととする。

9. 事業の評価

事業実施主体は、5の(2)の目標年度の翌年度において、自ら成果目標の達成状況を評価し、別記様式第5号により、目標年度の翌年度の7月31日までに農産局長又は地方農政局長等に報告するものとする。

10. 補助金の返還等

(1) 農産局長又は地方農政局長等は、以下に掲げる場合には事業実施主体に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

ア 事業実施計画に定められた取組が行われたと認められない場合

イ 支援対象となっている加工用米等について、推進要領に反して主食用に出荷・販売（いわゆる横流し）した事実が判明した場合

ウ 交付等要綱第23第1項の規定による交付決定の取消しがされた場合

エ 翌年10月末日保管数量が、交付等要綱第5第1項の規定に基づき事業実施計画を提出し、併せて第3に基づき需給安定計画を提出した時点でこれらの計画に位置付けた支援対象米穀の数量（以下「保管計画数量」とする）の80%未満である場合

(2) (1)エの場合、生産年翌年3月末日までの実績に対して交付した金利倉敷料のうち、生産年の翌年10月末日保管数量を上回った数量に対して支払われたものを返還させるとともに、集約経費についても、金利倉敷料の支払実績に対する金利倉敷料の返還額の占める割合を集約経費の支払実績に乗じた金額の返還を求めることとする。

(3) 生産年の翌年3月末日時点で実際に保管されている支援対象米穀の数量（以下「翌年3月末日保管数量」という。）が、保管計画数量の80%未満である場合には、金利倉敷料及び集約経費の補助の対象外とする。

(4) (1)のエに該当した事業実施主体については翌年度、(3)の場合に該当した事業実施主体については翌々年度の本事業の支援の対象外とする。

(5) (1)の返還、(3)の補助対象からの除外、(4)の支援対象からの除外については、自然災害その他事業実施主体の責めに帰さない事情により、事業実施計画に定められた取組が行われなかったこと等が確認できる場合にあっては、別記様式第6号の理由書を提出することにより、その対象としないことができるものとする。

第5 資金の管理

事業実施主体は、米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業のうち米穀需給変化対応事業補助金を他の施策・事業に係る経費と区分して管理するものとする。

第6 書類の保管

事業実施主体は、本事業に関する書類を、事業終了年度の翌年度の4月1日から起算して5年間整備保管することとする。

第7 指導

農産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体に対し、この事業に関し必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

第8 不正行為等に対する措置

農産局長又は地方農政局長等は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずる。

附 則

この要領は、令和8年4月8日から施行する。

別表 1：米穀需給変化対応事業に係る対象経費（第 4 の 4 関係）

補助対象経費

補助対象経費については、以下に掲げるとおりとし、上限助成金額に掲げる助成金額の範囲内で補助するものとする。

項目	取組内容	補助対象経費	補助率	上限助成金額
米の需給状況の変化に即した加工用米等の安定供給体制の構築のための取組	加工用米等を、生産年の翌年の 11 月以降に販売する取組	金利倉敷料（※ 1）、集約経費（※ 2）	1/2 以内	金利倉敷料 ：別記 1 のとおり 集約経費：2,151 円/トン
連携体制の構築のための取組	加工用米等の需給安定計画の策定、生産・販売戦略の検討、需要拡大に向けた実需者との連携、取組に必要な調査等の取組（※ 3）	旅費、謝金、賃金、会場使用料及び賃借料、通信運搬費、印刷製本費、消耗品費、事務用品費等（別記 2 のとおり）	定額	180 万円/事業実施主体

（※ 1）事業実施年度の 11 月から翌年 3 月までの金利倉敷料を対象に支援。保管計画数量のうち、翌年 3 月末日時点保管数量又は支援対象期間の各月の月初在庫数量のいずれか小さい数量を対象に支援。

（※ 2）実際に掛かった経費を特定することが困難な場合については、その年度に生じた集約経費全体から支援対象米穀の集約に掛かった経費を按分して求めることとする。

（※ 3）本事業の趣旨に鑑み、加工用米等の安定供給に資する取組であることとする。

（別記 1）米穀の需給状況の変化に即した安定供給体制の構築のための取組

金利倉敷料の基本助成額

金利倉敷料の助成額は、別記様式第 7 号により算出される助成対象米穀の月別金利倉敷料助成単価を用いて別記様式第 8 号により算出される額とする。様式に記載されている金額は上限を示した参考単価であり、事業費の 1/2 を超えない範囲で助成を行うこととする。

(別記2) 連携体制の構築のための取組
補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	本事業を実施するために必要な会議の開催等を行う場合の会場借料に係る経費	
	会場設営費	本事業を実施するために必要な会議の開催等を行う場合の設営に係る経費	
	通信運搬費	本事業を実施するために必要な郵便及び運送に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	印刷製本費	本事業を実施するために必要な資料等の印刷に係る経費	
	資材購入費	本事業を実施するために必要な図書及び参考文献に係る経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	消耗品費	<p>本事業を実施するために必要な次の物品に係る経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（本事業の実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額の物 ・ CD-ROM等の少額（3万円未満）の記録媒体 ・ 試験等に用いる少額（3万円未満）の器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
人件費		<p>本事業に直接従事する事業実施主体の正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当</p>	<p>・ 積算根拠となる資料を添付すること。</p> <p>・ 人件費の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知。以下「人件費の適正化通知」という。）に定めるところにより取り扱うものとする。</p> <p>・ 人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。</p>
旅費	委員旅費	本事業を実施するために必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した	

		専門家に支払う経費	
	調査旅費	本事業を実施するために必要な資料の収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に係る経費	
謝金		本事業を実施するために必要な資料の整理、補助、専門的知識の提供、調査資料の収集等に当たり、協力を得た人に対する謝礼に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体及び事業実施者の代表者及びこれらに従事する者に対する謝金は認めない。 ・調査員に対する謝金は、実施する調査の種類ごとに実施方法（目的、期間、範囲、対象、調査員数等）を記載した資料を添付すること。
賃金		本事業を実施するために必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体又は事業実施者が雇用した者に対して支払う実働に応じた単価（日給又は時間給）の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業により雇用し又は従事したことを明らかにすること。 ・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。 ・実働に応じた対価以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金、各種手当）は認めない。 ・賃金の算定に当たっては、人件費の適正化通知に定めるところにより取り扱うものとする。
委託費		本事業に係る補助金の交付の目的である事業の一部分の他の者（応募団体が民間企業の場合にあっては、自社を含む。）への委託に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の委託は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的業務に限り行えるものとする。 ・本事業の根幹をなす業務の全ての委託は認めない。

			・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		本事業を実施するために必要で、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、調査、試験、設計、加工及び運搬等に係る経費	・民間企業内部で社内発注を行う場合には、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
備品費		本事業を実施するために必要な試験・調査備品に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が 50 万円以上の機器及び器具については、見積書（原則 3 社以上の場合とし、該当する設備・備品を 1 社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合には、使用・管理に関する契約締結すること。
雑役務費	手数料	本事業を実施するために必要な謝金等の振込みに係る経費	
	印紙代	本事業を実施するために必要な契約の契約書に貼り付ける収入印紙（印紙税）に係る経費	
	社会保険料	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	本事業を実施するために直接雇用した者に支払う通勤に係る経費	

注 1：上記の経費であっても、次に掲げる場合には、補助対象経費の対象外とする。

(1) 補助事業の有無にかかわらず、事業実施主体が具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

2：添付資料について、すでに提出している資料から変更がないときは、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

(別記様式第1号)

米穀需給変化対応事業実施計画

1 目的

※ 加工用米等の安定供給体制の構築を支援する本事業の趣旨を踏まえ、事業実施年度に本事業を活用してどのように安定供給体制の構築を図るのか、具体的に説明すること。

2 取組方針・実施体制

※ 加工用米等の安定供給における課題について説明の上、その課題の解決に向けた具体的な取組方針を説明すること。特に、事業実施年度の集荷数量の増減に対して実需者と連携してどのように対応するか等について具体的に記載すること。

事業実施に当たってどのような体制となっており、その体制が事業の実施に当たって十分なものであることを説明すること。

本事業を取り組むに当たり、より安定的な供給体制を構築するためにどのような工夫をしたかについて、具体的に記載すること。

※ 取組方針の記載内容について、詳細が分かる資料を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を、前年度の申請等において既に提出した資料であって、内容に変更がない場合は、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載することにより、添付を省略することができる（以下各項目において同じ。）。

3 取組内容

(1) 米穀の需給状況の変化に即した加工用米等の安定供給体制の構築のための取組の具体的な内容

① 取組の概要

取組の概要	<p>※1 本年度に実施しようとする取組内容について、その概要を具体的に記載すること。</p> <p>※2 取組により期待される効果を具体的に記載し、それがどのように安定供給に資するかについても記載すること</p>
-------	---

※ 取組の詳細が分かる資料を添付すること。

② 事業実施年度の支援対象米穀数量

【必要額の合計：〇〇円】

	年産	集荷数量(契約数量) (トン)	保管計画数量 (トン)	必要額 (円)
加工用米				
新市場開拓用米				
米粉用米				

※ 各支援対象米穀の月毎の保管数量や必要額の内訳については、別記様式8号に詳細を記載すること。

(2) 連携体制の構築のための取組の具体的な内容

【必要額の合計：〇〇円】

具体的な取組内容	<p>※1 本年度に実施しようとする取組内容（需給安定計画の策定、生産・販売戦略の検討、需要拡大に向けた実需者との連携、取組に必要な調査等）について、その概要を具体的に記載すること。</p> <p>※2 取組により期待される効果を具体的に記載し、それがどのように安定供給に資するかについても記載すること</p> <p>※3 特に需要拡大に向けた実需者との取組については可能な限り記載すること。</p>
----------	--

※ 取組の詳細が分かる資料を添付すること。

4 事業スケジュール

時期	行うこと
○月上旬	

※3を踏まえ、どの取組をどの時期に行うのか、具体的に記載すること。

(別記様式第2号)

需給安定計画

1 需給安定に向けた中長期的な取組方針

(1) 集荷・販売状況の概要

※ 契約や販売の状況等、加工用米・新市場開拓用米・米粉用米の販売環境について概要を説明すること。

(2) 中長期的な取組方針

※ 加工用米等の安定供給における課題について説明の上、その課題の解決に向けた中長期的な取組方針を説明すること。特に、加工用米等の需給が引き締まった場合及び緩和した場合、それぞれのどのように対応するか、実需者との連携の方針等について具体的に記載すること。また、中長期的に需要拡大に取り組む場合には、その具体的な方針と集荷数量の目標についても記載すること。

※ 取組方針の記載内容について、詳細が分かる資料を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を、前年度の申請等において既に提出した資料であって、内容に変更がない場合は、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載することにより、添付を省略することができる（以下各項目において同じ。）。

2. 支援対象米穀の保管計画

(1) 加工用米・新市場開拓用米・米粉用米の集荷数量（契約数量）、保管計画数量

【加工用米】

(単位：トン)

	前々年産	前年産	事業実施年産
集荷数量（契約数量）			
事業実施年の保管計画数量並びに前年及び前々年産の生産年の翌年11月以降の販売実績			

【新市場開拓用米】

(単位：トン)

	前々年産	前年産	事業実施年産
集荷数量（契約数量）			
事業実施年の保管計画数量並びに前年及び前々年産の生産年の翌年11月以降の販売実績			

【米粉用米】

(単位：トン)

	前々年産	前年産	事業実施年産
--	------	-----	--------

集荷数量（契約数量）			
事業実施年の保管計画数量並びに前年及び前々年産の生産年の翌年11月以降の販売実績			

※1 (1)の集荷数量（契約数量）については、過去2年間分について記載すること。保管計画数量については、令和8年産の米穀について、支援の対象とし、令和9年11月以降に販売する予定の数量について記載し、前年、前々年の列については、過去の各年産の生産年の翌年11月以降の販売実績（実績が出ていない場合には見込み）を記載すること。

※2 集荷数量（契約数量の記載内容について、詳細が分かる資料を添付すること。ただし、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURL等を、前年度の申請等において既に提出した資料であって、内容に変更がない場合は、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載することにより、添付を省略することができる（以下各項目において同じ。）。

(2) 保管計画数量の内訳

番号	実需者名	米穀の用途（加工用米・新市場開拓用米・米粉用米）	保管計画数量（トン）

3. 成果目標

成果目標	支援対象米穀の用途	令和9年10月末日保管数量の目標（トン）
	加工用米	
	米粉用米	
	新市場開拓用米	
目標の達成に当たっての考え方	<p>※ 支援対象とする米穀の保管計画数量を加工用米、新市場開拓用米、米粉用米別に記載するとともに、その保管計画数量にするに当たっての考え方について簡潔に記載すること。</p>	

「みどりチェック」 チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

事業名		Ver. 3.1	
組織名			
代表者氏名		↓該当する方に○	
住所		申請時 (します)	
連絡先		報告時 (しました)	

- ・ 交付申請時に、全ての項目にチェックを入れ、事業実施期間中に各項目の内容に取り組んでください。
- ・ 実績報告時に、取り組んだ項目にチェックをして提出してください。
- ・ 各項目において、どのような取組を行えばよいか分からない場合は、解説書をご覧ください。
- ・ ※の記載内容に「該当しない」場合は□にチェックしてください。

解説書



チェック	環境関係法令の遵守等	
	<input type="checkbox"/>	① みどりの食料システム戦略の理解
	<input type="checkbox"/>	② 関係法令の遵守
	<input type="checkbox"/>	③ 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
	<input type="checkbox"/>	④ 正しい知識に基づく作業安全に努める
	エネルギーの節減、適正な施肥、適正な防除	
	<input type="checkbox"/>	⑤ 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める
	<input type="checkbox"/>	⑥ 環境負荷低減に配慮した商品、原料、農産物等の調達を検討
	悪臭及び害虫の発生防止	
	<input type="checkbox"/>	⑦ ※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しな□） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める
	廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	
<input type="checkbox"/>	⑧ プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	
<input type="checkbox"/>	⑨ 資源の再利用を検討	
生物多様性への悪影響の防止		
<input type="checkbox"/>	⑩ ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しな□） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	
<input type="checkbox"/>	⑪ ※特定事業場である場合（該当しな□） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	

②関係法令の遵守について、対象は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）、農薬取締法（昭和23年法律第82号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）とする。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省等が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省等で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました → □

(別記様式第4号)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住所
団体名
代表者氏名

米穀需給変化対応事業に係る事業実施状況等報告について

米穀需給変化対応事業実施要領（令和8年4月8日付け7農産第5632号農林水産省農産局長通知）第4の8の規定に基づき、別記様式第4号の事業実施状況等報告を作成したので報告する。

※みどりチェックシート（別記様式第3号）を添付すること。

米穀需給変化対応事業実施状況等報告

取組内容及び目標の評価

具体的な取組内容	※ 本年度に実施した取組内容について具体的に記載すること。
目標	
目標の達成状況 (令和〇年3月末時点)	目標とする数量の何割を達成したか、目標達成に向けて何を行う必要があるかについて、具体的に記載すること。
目標の評価	加工用米・新市場開拓用米・米粉用米の販売環境、契約進捗、集荷状況、在庫の変化等、取組によって生じた成果について記載すること。 その際、事業実施計画（実施要領第4の6の規定に基づき提出した事業実施計画をいい、交付等要綱第14の承認を受けた場合は、変更後の事業実施計画をいう。）で設定した目標の達成状況の評価すること。

※ 取組の詳細が分かる資料及び目標の評価に当たって必要な資料を添付すること。ただし、事業実施計画から変更があったものに限り添付すること（以下各項目において同じ。）。

(注) 事業実施計画から変更があったときには、取組の実績に合わせて再度作成し、添付すること。

(別記様式第5号)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿
○○農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

住所
団体名
代表者氏名

米穀需給変化対応事業に係る事業成果状況報告について

米穀需給変化対応事業実施要領（令和8年4月8日付け7農産第5632号農林水産省農産局長通知）第4の9の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

第1 実施事業の成果目標

成果目標の達成状況

	○年産		
	成果目標	実績値	達成率
加工用米			
新市場開拓用米			
米粉用米			

注1：成果目標については、需給安定計画（農産局長が別に定める本事業の公募要領の規定に基づき提出した需給安定計画をいい、交付等要綱第14の承認を受けた場合は、変更後の需給安定計画をいう。）から転記すること。

注2：成果目標の達成状況について、算出の根拠となる資料を添付すること。

第2 事業の効果

1 報告年産に係る具体的な取組内容

--

2 事業の実施による効果（取組の総評）

注1：事業の実施による効果については、可能な限り定量的に記入すること。

注2：成果目標を達成できなかった場合は、その要因分析及び改善に向けた取組を記入すること。

(別記様式6号)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

〇〇農政局長 殿

〔北海道にあつては北海道農政事務所長

沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長

住所

団体名

代表者氏名

米穀需給変化対応事業に係る補助金返還除外理由書

除外理由（該当する項目の□にレ点を入れ、理由記載欄にその理由の詳細を記入すること。）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じており、自助努力のみでは改善が見込まれない場合 |
| <input type="checkbox"/> 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合 |
| <input type="checkbox"/> そのほか、農産局長又は地方農政局長等が認める場合 |

理由記載欄

〔 〕

(別記様式第8号)

米穀の需給状況の変化に即した加工用米等の安定供給体制の構築のための取組に係る経費算出票(国費助成分)(○年産米)

1 金利倉敷料助成額

	保管計画数量 ①	11月			12月			1月			2月			3月			合計	
		月初在庫数量 ②	単価 ③	助成額 ④= ①と②と①の うち最小数量 ÷1,000×③	月初在庫数量 ⑤	単価 ⑥	助成額 ⑦= ①と⑤と①の うち最小数量 ÷1,000×⑥	月初在庫数量 ⑧	単価 ⑨	助成額 ⑩= ①と⑧と①の うち最小数量 ÷1,000×⑨	月初在庫数量 ⑪	単価 ⑫	助成額 ⑬= ①と⑪と①の うち最小数量 ÷1,000×⑫	月初在庫数量 ⑭	単価 ⑮	助成額 ⑯= ①と⑭と①の うち最小数量 ÷1,000×⑮	月末在庫数量 ⑰	助成額 ⑱= ④+⑦+⑩+⑬+⑯
加工用米		(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円/トン)	(円)	(キログラム)	(円)
新市場開拓用米																		
米粉用米																		
計																		

(※1) 各月の単価欄については、別記様式第7号(月別金利倉敷料単価算出票)の⑦の月別金利倉敷料助成単価の該当月の単価を記入すること。

(※2) 月ごとの助成額の算出に当たっては円未満を切り捨てること。

2 集約経費助成額

	対象数量 ①	単価 ②	助成額 ③= ①÷1,000×②
合計	(キログラム)	(円/トン)	(円)
		2,151	

(※) ②については助成上限単価であり、実単価が4,302円を下回る場合は実単価の1/2とし、円未満が生じた場合には円未満を切り捨てること。

3 国費助成額合計

1 金利倉敷料助成額	(円)
2 集約経費助成額	
合計	